

◎主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律

(平成二十二年四月二十四日法律第二七号)

一、提案理由(平成二十二年三月二日・衆議院農林水産委員会)

○石破国務大臣

.....(略).....
続きまして、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

米穀は、国民の主食であり、最も安心して食べたい食物であるとともに、我が国農業の基幹作物でもあることから、その適正かつ円滑な流通を図ることが重要であります。

しかしながら、昨年の事故米穀の不正規流通問題の発生により、非食用として販売された米穀が食用に転売されるなど、事業者による不適正な行為が明らかとなり、米穀の流通に対する国民の信頼が大きく揺らぐこととなりました。

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律

このため、米穀の適正かつ円滑な流通の確保を目的として、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、農林水産大臣は、米穀の適正かつ円滑な流通を確保するため、米穀の用途別の管理の方法その他の米穀の出荷または販売の事業を行う者がその業務の方法に關し遵守すべき事項を定めることができるとし、その違反者に対し、勧告及び命令を行うことができることとしております。

第二に、立入検査の拒否に対する罰則として懲役刑を導入するなど、罰則の強化を行うこととしております。

以上が、これら三法案の提案の理由及び主要内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

二、衆議院農林水産委員長報告(平成二十二年三月二十四日)

○遠藤利明君 たいだいま議題となりました三法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

.....(略).....

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律案及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案は、事故米穀の不正規流通事案の発生を踏まえ、米穀等の食品としての安全性の確保、表示の適正化及び適正かつ円滑な流通を確保するため、米穀等を取り扱う事業者に対し、取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達を義務づけるとともに、米穀の出荷または販売の事業を行う者が遵守すべき事項に関する規定を整備する等の措置を講じようとするものであります。

三法律案は、去る三月十一日本委員会に付託され、翌十二日三法律案を一括して議題とし、石破農林水産大臣から提案理由の説明を聴取した後、十八日から質疑に入り、参考人から意見を聴取するなど慎重に審査を行い、十九日質疑を終局しました。

……(略)……
次いで、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案については、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、三法律案に対し附帯決議が付されました。
以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二十二年三月一九日)
(米穀の新旧用途への利用の促進に関する法律(平二二法二五)の附帯決議と一括して掲載)

三、参議院農林水産委員長報告(平成二十二年四月一七日)

○平野達男君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

……(略)……
次に、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案は、米穀の適正かつ円滑な流通の確保を図るため、米穀の出荷又は販売の事業を行う者が遵守すべき事項に関する規定を整備するとともに、立入検査の忌避等に対する罰則を強化しようとするものであります。

委員会におきましては、以上の三案を一括して議題とし、まず千葉県で現地視察を行うとともに、事故米穀の不正規流通問題の再発防止策、新用途米穀の需要喚起に必要な効果的施策、米穀等の産地情報伝達とJAS法の原料原産地表示との関係、米のトレーサビリティ導入に係る関係事業者の負担軽減策、すべての飲食料品にトレーサビリティを導入する必要性、米の適正な流通を確保するための監視体制の在り方、米の用途別管理等におけるふるい下米の取扱い等について質疑が行われま

したが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、順次採決の結果、三法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、三法律案に対して附帯決議が付されております。
以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二十二年四月一六日)

(米穀の新用途への利用の促進に関する法律(平二二法二五)の附帯決議と一括して掲載)